

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公表番号】特表2018-537146(P2018-537146A)

【公表日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-049

【出願番号】特願2018-517566(P2018-517566)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/05

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月4日(2019.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレクトロポレーションデバイスであって、  
内視鏡を受け取るように構成された、内部を通るルーメンを画定するシャフトと、  
前記シャフトの遠位部分の周りに取り付けられ、長手方向の長さが5乃至20cmであるバルーンと、  
前記バルーンの外面に配置された1つ以上の電極とを含むデバイス。

【請求項2】

請求項1において、前記バルーンの少なくとも一部は、導電性液体を通過させる多孔質材料を有するデバイス。

【請求項3】

請求項1において、前記バルーンは、導電性液体を通過させる多孔質材料から形成されているデバイス。

【請求項4】

請求項1において、前記1つ以上の電極は、2つ以上の一連の電極を有するデバイス。

【請求項5】

請求項4において、前記一連の電極のそれぞれは、前記バルーンの前記長手方向の長さに沿って直線的に配列されているデバイス。

【請求項6】

請求項1において、前記バルーンは、

近位端部と、

遠位端部と、

前記近位端部及び前記遠位端部の間の中間部と、を有し、

前記1つ以上の電極が前記中間部に配置されるデバイス。

【請求項7】

請求項6において、前記1つ以上の電極は、前記中間部にのみ配置されるデバイス。

【請求項8】

請求項1において、前記1つ以上の電極は、双極電極を有するデバイス。

【請求項9】

エレクトロポレーションデバイスであって、

内部を通る第1のルーメンを画定するシャフトと、

前記シャフトの遠位部分の周りに取り付けられた近位バルーンと、

前記近位バルーンの遠位に延び、前記第1のルーメンと連通する中間部ルーメンを画定し、エレクトロポレーションエネルギーを提供するように構成された1つ以上の電極を含み、壁を貫通し、前記中間部ルーメンと連通する1つ以上のアパー・チャを含み、長手方向に収縮された状態と、前記長手方向に収縮された状態よりも長い長手方向に拡張された状態とを有する中間部と、

前記中間部の遠位に延びる遠位バルーンとを備えるデバイス。

**【請求項10】**

請求項9において、前記遠位バルーンは、前記中間部ルーメンと連通する、内部を通る遠位バルーンルーメンを有し、

任意的に、前記遠位バルーンルーメンは、前記遠位バルーンが周りに取り付けられている遠位シャフトによって画定されているデバイス。

**【請求項11】**

請求項9において、前記シャフトは、前記近位バルーンと連通する近位バルーンインフレーションルーメンを画定するデバイス。

**【請求項12】**

請求項9において、前記シャフト及び前記中間部は、前記遠位バルーンと連通する遠位バルーンインフレーションルーメンを画定する画定するデバイス。

**【請求項13】**

請求項9において、前記中間部は、前記長手方向に収縮された状態と、前記長手方向に拡張された状態との間で前記中間部の構成を変更させるアコードィオン構成を有するデバイス。

**【請求項14】**

請求項9において、前記第1のルーメン及び前記中間部ルーメンは、内視鏡を受け取り、又は内視鏡の作業チャネルを通るデバイス。

**【請求項15】**

請求項9において、前記中間部が完全に拡張したときの前記長手方向の長さが15乃至35cmであるデバイス。

**【請求項16】**

請求項1において、前記バルーンの少なくとも一部が円筒形であるデバイス。

**【請求項17】**

請求項1において、前記バルーンは、近位端部と、遠位端部と、前記近位端部及び前記遠位端部の間の中間部と、を有し、前記中間部が円筒形であるデバイス。